

(国土交通委員会)

二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案(衆第三号)(衆議)

院提出)要旨

本法律案は、平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪を促進するため、国及び関係地方公共団体は、海外に向けた観光宣伝活動の充実強化、観光案内の充実、外国人観光旅客に対する接遇の向上等必要な措置を講ずるよう努めることとともに、外国人の上陸の申請に係る特例措置を定めようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、二千五年日本国際博覧会の終了の日限り、その効力を失う。